

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

(記入上の留意点)

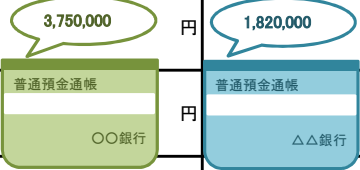
1. 下表について訂正金額までの項目を記入し、【フエック】の内容をよく確認した上で、口に▼を付けてください。併せて、通帳の写し等の確認書類を添付してください。

生活保護を受給しており、生活保護受給証明書等を提出して確認書類の提出を省略する場合は、この欄に○を付けてください。配偶者（申請書2ページ②アに該当する方）についても、資産要件の確認対象となりますので、記載してください。その全てを合算して記載し、通帳の写し等を添付してください。

4. 申請日の直近で生活保護を受給している場合は、受給の申請書及び受給者が分かる公的書類（生活保護受給証明書等）を添付することにより、9ページの真実について確認書類を省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、(あ)～(お)について自己申告で記入してください。

保護者等	生活保護受給証明	預貯金額 (あ)	有価証券等(換算評価額) (い)	現金 (う)	負債 (え)	計(お)=(あ)+(い)+(う)-(え)
保護者A	○	5,570,000 円	40,000 円	円	1,500,000 円	4,110,000 円
保護者B		1,560,000 円	円	60,000 円	円	1,620,000 円
保護者C		円	円	円	円	円
保護者D		円	3,750,000 円	円	円	円
保護者E		円	円	円	円	円
保護者F		円	円	円	円	円
控除対象配偶者		220,000 円	円	9,000 円	円	229,000 円
合計		7,350,000 円	40,000 円	69,000 円	1,500,000 円	(か) 5,959,000 円

通帳が2つ以上ある方は、すべて合計した金額を記載してください。
例：Aさんが通帳を2つ所持している場合 (3,750,000円+1,820,000円=5,570,000円)



控除対象配偶者(2ページの②アに該当する者)については、「控除対象配偶者」欄に資産の状況を記載してください。

(あ)～(お)について、保護者A～F及び控除対象配偶者までの合計金額を計算して記載してください。

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計が600万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書（申請日の直近のもの）を提出します

600万円以下なので、資産要件を満たします。

資産	表の記入欄	確認書類 (ウェブサイトの写しも可)
預貯金 (普通・定期)	(あ)	通帳の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	(い)	証券会社や銀行の口座の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	(い)	購入先の銀行等の口座の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
投資信託	(い)	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
自宅等で保管し		自己申告 (確認書類は不要)
負債 (借入金等)		残高証明書や借用証書等の写し

これらの根拠書類を提出する必要があります。ただし、タンス預金等の現金については、自己申告となりますので根拠書類等は不要です。また、生活保護受給証明書等を提出する場合は、すべての資産の確認書類等は不要です。